

**総務、産業、建設常任委員会  
報 告 書**

平成 27 年 12 月 15 日

美 里 町 議 会

総務、産業、建設常任委員会

# 1、政策研究に関する事項 「原子力災害対策」

## 2、経過

開催日	内 容
平成 26 年 3 月 11 日	・調査研究テーマについて
3 月 20 日	・調査研究テーマについて（決定）
4 月 14 日	・今後の進め方について
4 月 30 日	・協議の骨子の確認 （資料：協議骨格案、常任委員会報告書（25 年 12 月 17 日））
5 月 29 日	・協議 （資料：原子力災害対策指針、県の資料（p68-p78）、女川原子力発電所設備概要、女川原発の軽微な被害状況リスト、東京電力 A L P S、美里町地域防災計画（原子力災害対策編）修正の概要、平成 25 年度原子力防災訓練実施概要、美里町 U P Z 住民研修）
6 月 17 日	・所管事務調査について
7 月 1 日	・防災管財課との意見交換 ・所管事務調査について（質問項目の協議） （資料：高島市質問要点、京都市質問要点）
7 月 30 日～31 日	・所管事務調査（滋賀県高島市）（京都府京都市）
8 月 29 日	・所管事務調査について（資料：所管事務調査報告案）
9 月 25 日	・議会報告会での報告内容 ・京都、高島の研修を踏まえて～平常時の対応
10 月 29 日	・平常時の対応、災害時の対応
11 月 21 日	・防災管財課との意見交換
12 月 5 日	・中間報告のまとめ（資料：中間報告案）
平成 27 年 1 月 20 日	・防災管財課との意見交換 （資料：平成 26 年度原子力防災訓練概要案、原子力防災のしおり、平成 26 年度原子力防災訓練について）
2 月 4 日	・報告書まとめ
2 月 16 日	・報告書まとめ（中間報告）
2 月 20 日	・中間報告書の確認
5 月 29 日	・協定書、覚書の内容について確認（資料：協定書案ほか） ・所管事務調査について
6 月 9 日	・中間報告について（まとめ） ・所管事務調査について（訪問先、日程等の確認）

7月28～29日	・所管事務調査（新潟県防災局）（新潟県見附市）
8月6日	・副委員長の選任
8月21日	・所管事務調査報告書について （資料：所管事務調査報告案）
9月28日	・防災管財課との意見交換 （資料：意見交換項目、平成27年度原子力防災対策訓練実施概要）
10月19日	・最終提言に向けて （資料：「原子力災害対策について」の最終提言に向けて）
11月9日	・報告書のまとめ（資料：最終報告案）
12月1日	・報告書案の確認（資料：委員会報告書案）

### 3、「原子力災害対策」についての提言

本委員会は「原子力災害対策」をテーマに、本町の美里町地域防災計画の原子力災害対策編に着目し、検証と検討を行った。平成26年12月5日、平成27年2月20日および平成27年6月9日の各中間報告とその後の調査・研究を整理、精査し、下記の提言を行う。

- 1) 避難を含めた災害対策は町内全域を対象とする。
- 2) 避難については、避難自治体と避難受入先自治体の両立は困難であることを県など関係団体に伝える。
- 3) 環境放射線のモニタリングについては、町民と情報共有できるよう、施設の増設と監視の充実に努めるとともに、女川原発周辺の気象状況もリアルタイムで確認できるよう県等に働きかける。
- 4) 町民への啓蒙・啓発  
原子力発電・放射能の危険性や問題点について町民の理解を深めるため、パンフレット等を発行する。  
自主防災組織、学校等での勉強会・出前講座等の啓蒙・啓発活動を強める。  
全町的な訓練を行い、その教訓を反映し、より実践的な計画にむけて改善に努める。

## 5) 住民状況の把握と避難

高齢者、障害者、災害弱者なども含め、正確に現状を把握してデータベース化し、定期的に更新を行うとともに、プライバシーに配慮した具体的な避難策を定め、関係部署間の共有化・意思統一を図る。

要配慮者の避難に必要な車両、ヘリコプター等の必要数を把握し、その確保に向け関係機関と具体的協議を行う。

運転手等要員確保の困難性も考慮し、バス、ヘリコプター含め交通手段の設定についてはより現実的な設定を行う。

広域避難にむけた避難道についての検討を行うとともに、鉄道を利用した避難について JR 東日本と協議を行う。

## 6) 町民への周知手段、連絡網の充実

屋外、屋内問わず周知できるよう防災無線の屋外スピーカーと屋内の戸別受信機や SNS、FM ラジオの活用など多様な情報システムによって行う。民間メディアとの有料年間契約を結んで通常から生活になじませておくことも検討する。

## 7) 原子力災害対応の医療について

原子力災害医療救護体制確立にむけて、医師会など医療機関はじめ、関係機関との協議を急ぐ。

安定ヨウ素剤、防護服等の充実を図り、数量、場所を明示し、活用マニュアルの策定を急ぐ。

安定ヨウ素剤は可能な限り住民に近いところに配備し、服用については、県、医師会・薬剤師会との具体的協議を早急に行い、事前に医師の処方箋を準備しておく方法も検討する。

## 8) 広域的連携の強化

災害時の避難、支援体制の確立にむけても県内外の自治体との連携協力の具体的検討を行う。

避難先（災害対策本部の移転先、福祉施設、医療施設を含む）は、事前に関係自治体と災害協定等を結び確保しておく必要がある。地形等を考慮し奥羽山脈西側が望ましいので、県域を越えた広域避難について県にも強く要望する。

県内全市町村による原子力安全対策に関する研究会等を立ち上げ、自治体間で連携し共通の認識のもと原子力安全対策を講ずるよう市長会・町村会に働きかける。

9) 県および関係自治体に対し次の要望を含め協議を深める

(1) 「協定書」及び「覚書」についてはUPZ関係自治体のこれまでの協議を無にすることなく、より実効性のある内容に充実また豊富化されるよう関係自治体との協議を行うこと。

(2) 「協定書」及び「覚書」の見直しに当たっては次の点を重視してほしいこと。

「協定書」の第6条の立ち入り調査については、「県の調査時における同行」だけが規定され、同行した際の意見だけが県を通じて意見反映が可能となっているが、必要に応じては県を通じて立ち入り調査を求めることができるようにすること。

「協定書」第6条第1項及び第4項の「甲の職員」を「甲の指定する者」にあらためること。

「協定書」第8条の計画等に関する報告についての「事前協議」、及び「覚書」第1項の「事前協議」の内容については、「変更」は新たなベント施設等の増設も含むものであることを主張し確認すること。

県は、「地元の同意」は立地自治体の判断で十分、としているが、多額の交付金を受け経済的恩恵を受けている地元の意見だけでは不十分であり、福島原発事故の教訓を踏まえ、UPZ自治体の同意も求めるよう粘り強く主張すること。

(3) 全市町村でのワーキングチーム等を立ち上げ、広域避難等の原子力災害対策を県内全自治体共通認識のもと協議すること。

(4) 広域避難にむけた避難道の確保のため、関係機関と協議し、関係する国・県道の整備を進めること。

(5) 避難受入自治体には、機材の配備および要員の配置・訓練等、実効性のあるスクリーニング態勢を整えること。